

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

令和7年11月7日

秋田県知事 鈴木健太

1 入札に付する物件の所在地、種類、面積等

番号	所在地	地目等	面積 (㎡)	予定価格 (円)
1	秋田市泉一ノ坪212番、213番、276番	宅地	357.80	15,514,000
		事務所	延 89.84	
		車庫	14.67	
		物置	6.62	
2	秋田市新屋寿町169番5	宅地	1,388.65	9,100,000
		共同住宅	延 765.37	
		機械室	13.42	
		物置	39.96	
3	南秋田郡八郎潟町真坂字南真坂91番、92番2、93番2	宅地	330.92	1,820,000
4	由利本荘市矢島町矢島町13番3	宅地	773.05	1,272,000
		共同住宅	延 447.84	
		物置	25.35	
5	横手市増田町増田字石神2番18	宅地	928.07	4,900,000
		共同住宅	延 228.28	
		物置	13.24	
		ポンプ室	17.37	
		共同住宅	延 267.04	
		物置	13.24	
6	湯沢市関口字寺沢210番1	宅地	1,085.03	3,906,000

2 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場所	期間
1	秋田県出納局財産活用課	令和7年11月7日（金）から12月3日（水）まで （日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から 午後5時まで
～	調整・財産管理チーム（電話018-860-2735）	
4	郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号	
5	秋田県平鹿地域振興局総務企画部総務経理課	
～	総務経理チーム（電話0182-32-1294）	
6	郵便番号013-8502 横手市旭川一丁目3番41号	

3 入札執行の場所及び日時

番号	場所	日時
1	秋田県出納局財産活用課入札室（秋田県庁舎地階）	令和7年12月12日（金）午前10時00分
2	秋田県出納局財産活用課入札室（秋田県庁舎地階）	令和7年12月12日（金）午前11時00分
3	秋田県出納局財産活用課入札室（秋田県庁舎地階）	令和7年12月12日（金）午後1時20分
4	秋田県出納局財産活用課入札室（秋田県庁舎地階）	令和7年12月12日（金）午後2時20分
5	秋田県平鹿地域振興局庁舎1階第2会議室	令和7年12月15日（月）午前10時30分
6	秋田県平鹿地域振興局庁舎1階第2会議室	令和7年12月15日（月）午前11時30分

4 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を2に掲げる期間内に2に掲げる場所に提出した者（地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を除く。）

5 入札参加申込書に添付する書類

(1) 個人の場合

住民票抄本、身分証明書（本籍地の市区町村長が発行するもの）及び誓約書

(2) 法人の場合

法人の登記事項証明書及び誓約書

6 入札保証金に関する事項

入札時には入札保証金として入札金額の100分の5以上の額を納入するものとする。

なお、入札保証金の納付は銀行振出小切手又は銀行保証小切手の提供をもって代えることができる。

7 入札の無効

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第166条に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は認めない。

8 予定価格

秋田県財務規則附則第7項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

9 その他

詳細に関しては、秋田県出納局財産活用課（電話018-860-2735）に照会のこと。